

IV まとめ

若年認知症については、①本人・家族への“直接的な支援”、②医療機関・サービス事業所等に対する“ケアの充実”、③地域や住民に対する“環境づくり”など、多様で多面的な取り組みが必要であり、前回調査（平成 18 年度）以来、県においても進めてきたところである。

今回調査では、前回調査から 10 年間に経過した現在の、県内で診療やサービス提供を担う医療機関・サービス事業所および地域包括支援センターの対応状況、それを通じた若年認知症者やその家族の実態を把握し、どのように変化しているか、変化していないか、また、どのような今日的な課題があるか、等を広く整理した。

調査によって明らかになった点から、以下の点を考察とする。

①若年認知症者の受入機関が増加した

今回調査の対象とした機関のうち、前回調査でも対象であった「医療機関」、「居宅介護支援事業所」、「通所介護事業所」、「地域包括支援センター」について、調査対象が把握した若年認知症の延べ人数、若年認知症の受入機関はいずれも増加していた。

調査対象が拡大した影響もあるものの、今回調査によって把握された絶対数（人数・機関数）は増加しており、県内の若年認知症者やその家族への支援・対応の必要性が改めて確認できた。

また、人数は、あくまで医療機関・サービス事業所等により“把握された”人数であり、若年認知症地域ケアモデル事業で実施している「仕事の間」や認知症カフェなど多様化する受皿を全て反映しているわけではなく、潜在人数までを示すものではないが、受診・サービス利用（相談機関経由を含めて）が進んでいること。更に、それらを可能とする医療機関・サービス事業所等が増え、機会提供が充実、相互影響していることがうかがえた。

これらの要因としては、各関係機関における若年認知症に対する認識や正しい知識が涵養されてきたこと、更には、平成 18 年度の若年認知症実態調査にはじまり、これまで介護事業所への出張相談や企業向け研修、相談窓口の開設、若年認知症コーディネーターの配置、若年認知症支援マニュアルの作成、仕事の間創設など様々な若年認知症施策を進めてきた一定の成果でもあったと考えられる。

②関係機関の相互相談関係の更なる充実へ

居宅介護支援事業所や通所介護事業所などの、若年認知症に関する他機関への相談状況では、相談先のある事業所数がいずれも 7 割を上回り、具体的な相談先としては「地域包括支援センター」の割合が高くなっていった。（前回調査では、通所介護事業所については若年認知症の利用者がある事業所への調査となっている点注意を要する）

地域包括支援センターが、若年認知症に関する地域住民の相談窓口となっているとともに、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）やサービス事業所の相談先として機能していることがうかがえた。相談受付や連携のハブ機能等を定着・充実するためにも、地域包括支援センターへの情報提供、人的・物的な支援が重要になると思われる。

一方で、医療機関や居宅介護支援事業所、通所介護事業所において、把握した若年認知症者数は平成 18 年度調査結果と比べ増加しているのに対して、地域包括支援センターにおいては減少した。若年認知症者に対する地域包括支援センターの関わり方については、同センターにおける実態を更に精査し、引き続き検討する必要がある。

③ 支援の要となる居宅介護支援事業所の強化が必要

各調査対象に対して、前回調査時点との比較において、よくなったと思う点・悪くなったと思う点を尋ねた記述回答からは、「若年認知症が周知された、認知度が高まった」とする意見、また、「対応サービスが充実した、連携がよくなった」とする意見が多くみられた。この点は、“若年認知症そのもの”のみならず、“家族介護について支援を受ける方法がある”ことについて地域住民の意識が高まったことを示しているといえる。

もっとも、「特に変化は見られない」や「支援内容や情報提供が不十分」とする回答も一定程度あり、支援の要となる居宅介護支援事業所においても、若年認知症に対応した社会資源の不足や情報不足を理由としてケアプランの作成に困難さを感じている。若年認知症者に適切な支援が届くよう、まずは居宅介護支援事業所に対する研修会や情報交換会などの後方支援とともに、若年認知症者やその家族への支援の種類・内容・選択肢の充実、若年認知症に対応した社会資源の周知啓発が必要といえる。

④ 潜在する若年認知症者や家族に対する初動支援の更なる充実へ

普及啓発・広報による周知が進む一方で、具体的な支援の入り口にもなる地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の体制充実に並行して、紹介先・繋ぎ先の確保にかかる支援が必要になる。

個々の受入機関の充実、例えば、適切なアセスメントから診断ないし専門医療機関への紹介を行う医療機関や、特性を踏まえた対応が可能なサービス事業所を増加させることによって、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が若年認知症者やその家族に提示する、いわゆる“手持ちの選択肢”を充実させることが求められる。

今回調査によって把握できた受入可能な医療機関・サービス事業所等の情報共有だけでなく、流動的な地域の社会資源について地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が情報をキャッチし共有する仕組み作りも検討の余地があると考えられる。また、医療やサービスにつながらない場合など、事例によっては認知症初期集中支援チームの活用を視野に入れることも必要である。

更に、発症から初診までに長い期間が空いている人が一定いることから、企業や産業医等への周知・啓発を通じて初期の若年認知症の人の自主的な医療機関受診を促進する必要がある。県では、企業に向けた認知症にかかる出前研修（企業研修）を実施しており、地域のかかりつけ医（認知症相談医）が講師を担っている。これまでの若年認知症施策の成果を活かしつつ、今後更に多くの企業や産業医等への周知・啓発を行うとともに、より多くの医師を巻き込んで認知症施策を推進していくことが求められる。

⑤平成 18 年度調査結果における課題への取り組みと現状

平成 18 年度調査結果においては、「関係機関の役割分担の明確化」、「若年認知症者の個別に合わせたサービス・ケアの提供」、「関係者の若年認知症の理解、知識の蓄積」の 3 点の課題を挙げている。

「関係機関の役割分担の明確化」については、若年認知症にかかる相談窓口を設置したことや、地域包括支援センターの相談役割が一般化していること、さらには支援者向けに関係する支援制度やサービスを解説した若年認知症支援マニュアルの作成など、10 年前に比べて関係機関の役割は一定明確になってきたと考えられる。しかし、若年認知症に対応したサービスが少ないといった意見も多くあるように、若年認知症者や家族にとっても支援サービス等が十分知らされていない現状があり、今後の課題でもある。

「若年認知症者の個別に合わせたサービス・ケアの提供」や「関係者の若年認知症の理解、知識の蓄積」については、10 年前に比べ、また 10 年間の期間を経て、多くの関係機関が若年認知症者を受入れ、サービスを提供している実態から、各医療機関や事業所・施設において、一定経験値の蓄積がなされているものと推察される。そういった経験を活かし、若年認知症者との関わりの中で個別に合わせたサービスやケアをそれぞれが考え、工夫しながら実行できるよう、引き続き関係機関に対して研修会の開催や相談窓口の周知など支援していくことが求められている。

⑥社会資源の総力で切れ目のない支援を

前述のとおり、受入機関である医療機関・サービス事業所等それぞれの充実・強化、更にはその増加、周知・啓発などが課題である一方、医療機関・事業所・施設等それぞれ関係機関がそれぞれの役割を相互に理解し、必要な時に速やかに連携が図れる体制の構築を目指す必要がある。

若年認知症者やその家族への対応・支援の“質的特性”と“量的規模”を踏まえ、関係機関が若年認知症に対する正しい知識、必要な情報を持つことはもちろんのこと、社会資源の総力として、医療と介護にまたがる連携関係や相互紹介・繋ぎ関係を充実させ、相談、受診、診断、就業継続支援、生活支援、サービス利用のあらゆる場面で、切れ目のない支援が提供されるよう仕組みづくりが必要であろう。